

【屋外広告物許可申請】

変更申請に必要な書類について

1～5は必須、6～10は必要な場合に提出してください。

申請書類の提出は、景観政策課代表メールアドレス(keikan@city.toyama.lg.jp)へメールにてご提出ください。

	提出書類	備考	チェック欄
1	屋外広告物変更等許可(確認)申請書 (様式第7号)	<p>・許可を受けた広告物や掲出物件(以下、広告物等)の変更や、追加する広告物等について記載してください。</p> <p>※以下の場合、屋外広告物管理者は有資格者に限定されます。 (1)許可期間が1年を超える広告物(一部除く)である場合。 (2)許可期間が1月を超え、かつ、1年以内の広告物で、1年を超える許可期間を設定する場合。</p>	
2	敷地配置図	<p>・設置場所の敷地に対する、建築物や既設の広告物等との位置関係を図示してください。</p>	
3	立面図、構造図	<p>・立面図は、広告物等を設置する建築物や工作物の図面です。変更及び追加後の広告物等の配置状況を図示してください。</p> <p>・構造図は、形状、寸法、材料及び構造を示す図面です。</p> <p>※壁面広告の場合、設置する壁面の面積を立面図に記載してください。</p>	
4	広告物の意匠図(カラー)	<p>・変更及び追加する広告物のデザインや寸法、形状、材料、構造を記載してください。</p> <p>※自家用広告物以外の広告物(一般広告物)の場合、マンセル値も記載してください。</p>	
5	送付先等一覧	<p>・各書類の送付先、申請に関する問い合わせ先を記入してください。</p>	
6	同意書及び賃貸借契約書の写し等	<p>・過去に提出済みで、書類に記載された同意の期間や契約期間が満了している場合は、申請時点で有効な書類の再提出が必要です。</p>	
7	道路占用許可書の写し	<p>・変更及び追加となる広告物等を、道路に突き出して設置する場合は道路管理者の許可が必要です。</p> <p>※過去に提出済みで、書類に記載された占用許可期間が満了している場合は、道路管理者に対し更新手続きを行ったうえ、再提出が必要です。</p>	
8	建築基準法による確認済証の写し	<p>・許可を受けた広告物等の高さを上げ、高さ4mを超える場合や、高さ4mを超える広告物等を追加する場合等は、建築基準法による確認を受ける必要があります。</p>	
9	屋外広告物除却届 (様式第10号)	<p>・広告物を除却した場合に、除却後の状況写真とともに提出してください。</p>	
10	屋外広告物設置者(管理者)変更届 (様式第14号)	<p>・広告物の設置者、管理者に変更がある場合に提出してください。</p> <p>※以下の場合、屋外広告物管理者は有資格者に限定されます。 (1)許可期間が1年を超える広告物(一部除く)である場合。 (2)許可期間が1月を超え、かつ、1年以内の広告物で、1年を超える許可期間を設定する場合。</p>	

※このほか必要な書類等がある場合には、後日ご連絡させていただくことがあります。